



福島原子力事故関連情報アーカイブ

Fukushima Nuclear Accident Archive

Title	除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度の運用について
Alternative_Title	Operation of exposure dose registration management system for decontamination workers and others
Author(s)	小川 翼(放射線影響協会), 安武 恒夫(放射線影響協会), 伊藤 敦夫(放射線影響協会), 宮部 賢次郎(放射線影響協会) Ogawa, T.(Radiation Effects Association); Yasutake, T.(Radiation Effects Association); Ito, A.(Radiation Effects Association); Miyabe, K.(Radiation Effects Association)
Citation	第 5 回環境放射能除染研究発表会要旨集, p.27 5th Workshop of Remediation of Radioactive Contamination in Environment
Subject	セッション 6 : リスクコミュニケーション等
Text Version	Publisher
URL	http://f-archive.jaea.go.jp/dspace/handle/faa/109444
Right	© 2016 Author
Notes	禁無断転載 All rights reserved. 「第 5 回環境放射能除染研究発表会要旨集」のデータであり、発表内容に変更がある場合があります。 学会は発表の機会を提供しているもので、内容に含まれる技術や研究の成果について保証しているものではないことをお断りいたします。



除染等業務従事者等被ばく線量登録管理制度の運用について

Operation of the Radiation Dose Registration System for Decontamination and Related Works

○小川 翼¹、安武 恒夫¹、伊藤 敦夫¹、宮部 賢次郎¹ (¹ (公財) 放射線影響協会)

○T. Ogawa¹, T. Yasutake¹, A. Itoh¹, K. Miyabe¹ (¹REA)

1. 本制度について

本制度は平成25年11月15日に発足し、公益財団法人放射線影響協会放射線従事者中央登録センターが運営主体となり、除染等業務を実施する元請事業者の参加によって運用を行っている。

本制度の目的は、「1）. 労働者が複数の事業場で順次作業する際に、過去の被ばく線量を確実に把握する為、元請事業者が放射線管理手帳制度と相まって、労働者の過去の被ばく線量を一元的に管理できる」「2）. 記録を散逸なく保管し、過去の被ばく線量の記録を把握できる」「3）. 既存の放射線管理手帳と原子力システムとの連携を図ること」の3事項としている。

本制度の適応対象は、土壌等の除染等の業務（除染電離則第2条第7項）、廃棄物収集等業務（同項）、特定汚染土壌取扱業務（同項）、特定線量下業務（除染電離則第2条第8項）、事故由来廃棄物等の処分業務（電離則第2条第3項）で業務を行う除染等従事者としている。

平成26年12月8日より、制度参加事業者はインターネット回線を介して従事者の線量登録を行うと共に、被ばく前歴等を照会することを可能とした。また、既存の原子力施設を対象とした登録管理システムと連携し、それぞれの被ばく線量等の登録管理情報について相互照会が可能な仕組みとした。

2. 現在の登録状況及び被ばく線量の状況

平成28年3月31日における制度参加事業者数は、定期（四半期）線量登録及び記録引渡しを行う事業者が70社、記録引渡しのみを行う事業者が232社である。定期（四半期）線量の登録件数は272,530件、記録引渡し登録件数は57,907件である。表-1に平成28年5月17日現在の登録データを基に線量集計した除染等業務従事者の平成24年（暦年）から平成27年（暦年）の被ばく線量状況を示す。

表-1：平成24年（暦年）から平成27年（暦年）の被ばく線量状況

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年
合計人数 (人)	11,058	20,564	34,611	40,377
最大線量 (mSv)	13.9	6.7	10.4	7.8
平均線量 (mSv)	0.5	0.5	0.7	0.6
合計線量 (人・mSv)	5,226.0	10,719.8	22,692.6	23,797.6

3. 制度運用上の課題

本制度の運用上の課題として、「1）確実な記録引渡しの推進」「2）制度の確実な運用（放射線管理手帳の発行、記載、本人への返却等）」「3）長期的な工事実施事業者の記録引渡し対応」等が挙げられる。

上記について、元請事業者を含めた関係事業者の本制度に対する更なる理解が必要である。

4. まとめ・今後の展望

本制度は、除染等業務従事者の一元的な被ばく線量管理を可能とし、放射線管理を行う上で有効な制度であり、今後も確実な制度の運用に努める。

協会 HP : <http://www.rea.or.jp/>